和歌山県海岸保全基本計画技術検討委員会 規約

(設置)

第1条 本会は、海岸法第2条の3に基づき、海岸に関し学識経験を有する者に意見を聞く場として 設置する。

(名称)

第2条 本会は、「和歌山県海岸保全基本計画技術検討委員会」(以下「委員会」という)という。

(目的)

- 第3条 本会は、国が定める海岸保全基本方針に則し、和歌山県沿岸の海岸保全にかかる気候変動の 影響を考慮した海岸保全基本計画となるよう、次の項目について意見を述べる。
 - (1) 気候変動を考慮した計画外力の設定方法
 - (2) 上記を踏まえた防護水準
 - (3)海岸保全基本計画
 - (4) その他委員会で必要と認めた事項

(所掌事務)

第4条 委員は、前条の目的を達成するため、必要な提言や助言をおこなう。

(組織)

- 第5条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。(別表)
 - (1号) 学識経験者
 - (2号) 行政
- 2 委員会には、委員の互選により選任した委員長を置き、委員長は委員会の意見を総括する。
- 3 委員長が不在または事故あるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の2分の1の出席をもって成立する。
- 5 委員長が必要と認める場合は、委員以外に意見を聞くことができる。
- 6 委員(2号)は、委員名簿の所属・役職の在任期間を任期とし、異動がある場合は後任者を委員 とする。

(事務局)

第6条 事務局は、和歌山県港湾空港局により組織する。

(その他)

第7条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会により定めるものとする。

付則 この規約は、令和6年8月6日から施行する。

別表(規約第5条)

氏 名	所属	備考
小池 信昭	和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科教授	1号
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部都市システム工学科教授	1号
柴田 亮	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	2号
平山 克也	国立研究開発法人海上·港湾·航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域長	2号